

〔注〕平成23年4月から改正経過を注記した。

改正

平成11年5月25日施行

平成23年4月1日要綱第41号

令和3年11月5日要綱第198号

江戸川区撤去自転車等処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和62年3月江戸川区条例第10号。以下「駐車秩序条例」という。）第15条及び江戸川区自転車駐車場条例（平成11年12月江戸川区条例第49号。以下「自転車駐車場条例」という。）第7条に規定する撤去した自転車等の処理について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年要綱41号・令和3年198号〕

(定義)

第2条 この要綱において「撤去自転車等」とは、駐車秩序条例第2条第2号又は自転車駐車場条例第2条第4号に規定する自転車等であつて、駐車秩序条例第12条、第13条第2項若しくは第14条又は自転車駐車場条例第7条の規定に基づき撤去したものをいう。

一部改正〔令和3年要綱198号〕

(受入れ手続等)

第3条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、所有権を取得した撤去自転車等を江戸川区物品管理規則（平成2年3月江戸川区規則第11号）の定めるところにより、直ちに受入れ手続をとるものとする。

2 区長は、前項の規定により受入れを行った撤去自転車等のうち、再利用の不可能なものにあつては廃棄物品として処理するものとし、再利用の可能な自転車のうち公益社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団から再利用事業を目的として、再生自転車譲渡申込書により譲渡の要請があつたときは、無償で譲渡することができる。

3 前項の規定にかかわらず、前項に規定する団体以外で営利を目的としない団体等から譲渡の要請があつた場合において区長が特に必要と認めるときは、前項に規定する撤去自転車等を無償で譲渡することができる。

一部改正〔平成23年要綱41号・令和3年198号〕

(様式)

第4条 この要綱の施行について必要な様式は、土木部長が別に定める。

追加〔令和3年要綱198号〕

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、土木部長が別に定める。

追加〔令和3年要綱198号〕

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、同年4月1日以後に撤去又は移送する自転車等について適用する。

付 則 (平成23年4月1日要綱第41号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年11月5日要綱第198号)

この要綱は、令和3年11月5日から施行する。